

議案第 33 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更しようとするものであります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1973 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 1 から 7 の項中「、上砂川町」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入により消防関係の共同処理する事務について砂川地区広域消防組合において取り扱うことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第 2（第 3 条関係）の共同処理する団体の変更について協議するため、本案を提出するものであります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変更案		現 行	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	一略一 ……、長万部町、増毛町… 一略一	1 消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	一略一 ……、長万部町、 <u>上砂川町</u> 、増毛町… 一略一
2 消防法 (昭和23年法律第186号) 第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務		2 消防法 (昭和23年法律第186号) 第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務	
3 水防法 (昭和24年法律第193号) 第6条の2第1項		3 水防法 (昭和24年法律第193号) 第6条の2第1項	

変更案

の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務

4 水防法第 45 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務

5 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務

6 消防組織法第 25 条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務

現 行

の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務

4 水防法第 45 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務

5 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務

6 消防組織法第 25 条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務

変更案		現 行	
7 非常勤消防団員 に係る賞じゅつ金 授与に係る事務		7 非常勤消防団員 に係る賞じゅつ金 授与に係る事務	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p>			